

令和8年度徳島県サービス管理責任者等研修(基礎研修)に関するQ & A

No.	質問	回答
1	実務経験が不足しているのですが受講できますか？	基礎研修は、実務経験に2年満たない段階から受講可能です。ただし、定員を上回る応募があった場合、実務経験を満たす方の優先順位が上位となります。
2	県外からの申込みなのですが受講できますか？	県外事業所の方は受講できません。
3	サービス管理責任者になるためには何が必要ですか？	相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)修了+サービス管理責任者等研修(基礎研修)修了+2つの研修修了後原則2年以上の実務経験(別紙1)+サービス管理責任者等研修(実践研修)修了 (実践研修受講後5年以内毎に更新研修を受講する必要があります。)
4	児童発達支援管理責任者になるためには何が必要ですか？	相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)修了+サービス管理責任者等研修(基礎研修)修了+2つの研修修了後原則2年以上の実務経験(別紙2)+サービス管理責任者等研修(実践研修)修了 (実践研修受講後5年以内毎に更新研修を受講する必要があります。)
5	Q3及びQ4の「2つの研修修了後」とはいつの時点からを指していますか？	相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)とサービス管理責任者等研修(基礎研修)の両方を修了した時点を指します。
6	相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)とサービス管理責任者等研修(基礎研修)は受講の順序・時期に決まりはあるのですか？	どちらの研修を先に受けていただいても構いませんが、両方の研修を修了後、原則2年以上の実務経験を積み、サービス管理責任者等研修(実践研修)を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置できません。
7	サービス管理責任者等研修(実践研修)の受講に係る実務経験(OJT)の短縮について教えてください。	サービス管理責任者等研修(基礎研修)修了後、サービス管理責任者等研修(実践研修)を受講するまでに原則実務経験(OJT)期間が「2年以上」必要です。ただし、下記3つの要件すべてを満たす場合は、例外的に実務経験(OJT)期間が「6月以上」に短縮が可能です。 【要件】 ①基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置に必要な実務経験を満たしている。 ②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。 ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。
8	サービス管理責任者等研修(実践研修)の受講に係る実務経験(OJT)の短縮に必要な指定権者への届出方法を教えてください。	徳島県においてサービス管理責任者等研修(実践研修)の受講に係る実務経験(OJT)の短縮を受けるには、サービス管理責任者等研修(基礎研修)修了後、実務経験(OJT)開始前までに徳島県障がい福祉課へ所定の様式により届出を行う必要があります。届出書の様式は徳島県ホームページ「サービス管理責任者等実践研修の実務経験特例に必要な届出について」に掲載しております。 <ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogai Fukushi/7220289/
9	過去に受講した研修の修了証書を失くしてしまいました。再発行してもらえますか？	修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行いたします。修了証明書交付申請書の様式はホームページに掲載しております。詳しくはホームページをご覧ください。 <ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogai Fukushi/7239209/